

大学院集中講義に参加して

東北大学大学院法学研究科

公開講座に参加して

仙台北支部 桑 畑 淳 子



今回、「租税判例の研究」とのテーマでの公開講座が、東北大にて開かれると知り、私は滅多にない機会でもあり、内容にも大変興味がありましたので、早速応募しました。普段、私たち税理士は日常業務の繁忙さのあまり、学問的に税法に触れる機会が少ないのが実態だと思います。この機会に租税法と関係法令の考え方、そして具体的判例に触れ、業務の質の向上を図りたいと思い、受講するに至りました。

講座は、9月6日、7日の2日間にわたり、1日5時間の計10時間、東北大学片平キャンパス内にて行われました。租税法で有名な東北大学法科大学院教授である渋谷雅弘先生のもと、

ました。また、参加されていた先生方のいろいろなお考えや実務上でのご経験を伺えたのも、貴重な機会であったと思います。

判例の中で最も興味深かったのは、平成19年福岡高裁での納税者敗訴の判決「株主総会又は社員総会の承認を得ていない決算書類に基づく確定申告の有効性」というものです。この事件は、家族経営の会社で、自分たちで決算を組み、法人税の申告書まで作成し提出した後、実際は社員総会の決議を受けていなかったとして、この決算及び申告は無効であったとして、改めて新決算報告書を作成し、社員総会で承認後、再度の申告をし、新たに有価証券評価損を計上したが認められなかったという内容です。法人税法では、確定申告は「確定した決算」に基づき行うという「確定決算主義」を行うたっています。(法74条1項)会社法でも、確定した決算につ

いて定時株主総会による計算書類の承認または定時株主総会に提出された計算書類の取締役による内容の報告(会社法438条2項、439条)が義務付けられています。しかし判決によると、我が国の中小企業の大半が株主総会等の承認を経ることなく、代表者や会計担当者等の

みで組まれた決算をもとに申告がなされているのが実情であり、故にこれらの承認を得ていない確定申告が無効と解するのは相当ではないとされています。現在、東北大学の法学研究科公開講座は今回が第1回目であったとのこと。2日目を終え、教授から講座の修了証書を一人一人頂戴しながら、「晴れの一期生として、しっかり研鑽を重ね、成長した姿で来年もまた受講したい」と思いました。企画に当たった指導研修部の諸先生方のご尽力と、東北大、そして渋谷先生に感謝すると共に、2回目以降の開催を期待しております。

また、参加されていた先生方のいろいろなお考えや実務上でのご経験を伺えたのも、貴重な機会であったと思います。判例の中で最も興味深かったのは、平成19年福岡高裁での納税者敗訴の判決「株主総会又は社員総会の承認を得ていない決算書類に基づく確定申告の有効性」というものです。この事件は、家族経営の会社で、自分たちで決算を組み、法人税の申告書まで作成し提出した後、実際は社員総会の決議を受けていなかったとして、この決算及び申告は無効であったとして、改めて新決算報告書を作成し、社員総会で承認後、再度の申告をし、新たに有価証券評価損を計上したが認められなかったという内容です。法人税法では、確定申告は「確定した決算」に基づき行うという「確定決算主義」を行うたっています。(法74条1項)会社法でも、確定した決算につ